平成２４年（フ）第２３５号
三重県四日市市城東町３番22号　ケアハウス常磐611
債務者　笠川とし子
1　決定年月日時　平成25年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２３６号
三重県四日市市あさけが丘３丁目１番地53
債務者　笠川　　恵
1　決定年月日時　平成25年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１号
三重県四日市市小牧町1042番地１、前住所三重県四日市市天カ須賀４丁目９番11―402号グラン・コート富洲原
債務者　岡本　幸一
1　決定年月日時　平成25年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第３８号
三重県桑名市赤尾台４丁目３番地４　ステージア赤尾台101号、前住所三重県桑名市大字芳ケ崎1023番地
債務者　日置　友一
1　決定年月日時　平成25年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第４３号
三重県いなべ市北勢町西貝野12番地15
債務者　新垣セルジオこと　アラカキ　アサトセルジオ
1　決定年月日時　平成25年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第９２２号
大津市苗鹿３―６―14　大旺商事内、申立時の住所京都市山科区大宅神納町155　シロタ建設内
債務者　大江　明寿
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２０８号
京都市伏見区桃山町泰長老176番地の１　観月橋団地６―303
債務者　木下　　覚
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２３８号
京都市北区小山西元町47番地　キュービックハウス303号
債務者　吉岡　良則
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２５４号
京都市南区吉祥院西ノ内町10番地　ベルシェ西ノ内505号室
債務者　加納　康二
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２６４号
京都市東山区本町８丁目57番地　山田ハイツ２Ｂ
債務者　伊波　昭吉
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２７４号
京都市東山区本町15丁目747番地の14
債務者　新井　紀子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９９号
兵庫県尼崎市大庄北４丁目３番１―608号
債務者　平本　正典
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５２２号
奈良県大和郡山市城町1797番地16
債務者　奥村　伸敬
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで　奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第５２６号
奈良市あやめ池南８丁目８番30号
債務者　石過　裕規
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第５１号
奈良県大和郡山市南郡山町３番地５
債務者　豊田りつ子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第４６号
愛媛県東温市野田２丁目３番地１　メゾンあい101号
債務者　永尾　聡仁
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで　松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４９号
愛媛県松山市別府町553番地１
債務者　神明　節夫
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで　松山地方裁判所民事部